



温室効果ガス排出量報告書 2024

エスベック株式会社

当社は、2023 年度環境パフォーマンスデータのうち「SCOPE 1」、「SCOPE 2（マーケットベース、ロケーションベース）」及び「SCOPE 3 カテゴリー 1 購入した製品・サービス」「SCOPE 3 カテゴリー 11 販売した製品の使用」「SCOPE 3 カテゴリー 12 販売した製品の廃棄」について KPMG あずさサステナビリティ株式会社による第三者保証を取得しています。

 第三者保証取得

スコープ/カテゴリ		2023 年度実績 (t-CO ₂ e)	算定基準
 SCOPE 1		3,622	【算定方法】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver5.0)」(環境省・経済産業省)に基づき算定。 【排出係数】 燃料由来の CO ₂ は「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(令和 5 年 12 月 12 日更新(令和 6 年 1 月 16 日一部修正))」(環境省・経済産業省)を使用。フロンガス漏洩による GHG 排出量は「第 6 次評価報告書」(気候変動に関する政府間パネル (IPCC))の地球温暖化係数 (GWP)を使用。 スコープ 1 は下記【1】【2】の合計値として算定。 【1】燃料の使用に伴う CO ₂ 排出量 【2】製造工程・保有設備 ^{※1} から漏洩するフロン排出量 ※1: 1)当社及び日本国内子会社(以下、「国内グループ会社」という)の保有設備の稼働によるフロンの漏洩。 2)日本以外のグループ会社での保有試験器の稼働・廃棄によるフロンの漏洩(廃棄によるフロンの漏洩は、フロン回収・破壊制度が未整備の国を対象として算定)。
SCOPE 2	 マーケットベース	4,285	【算定方法】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver5.0)」(環境省・経済産業省)に基づき算定。 【排出係数】 国内グループ会社は「電気事業者別排出係数一覧(令和 6 年提出用)」(環境省・経済産業省)を使用。日本以外のグループ会社は「Emission Factors 2023」(国際エネルギー機関 (IEA))の 2021 年排出係数を使用。
	 ロケーションベース	13,138	【排出係数】 国内グループ会社は「電気事業者別排出係数一覧(令和 6 年提出用)」(環境省・経済産業省)より一般送配電事業者の全国平均係数を使用。日本以外のグループ会社は IEA の 2021 年排出係数を使用。
SCOPE 3		1,040,425	【算定方法】 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (Ver.2.6)」(環境省・経済産業省)に基づき算定。 【排出係数】 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (Ver.3.4)」(環境省)及び「LCI データベース IDEA version 2.3」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 社会と LCA 研究グループ-般社団法人 産業環境管理協会)を使用。
1	 購入した製品・サービス	117,497	製造にかかる原材料・部品等の調達額を基に算定。
2	資本財	4,813	固定資産取得額を基に算定。
3	燃料・エネルギー (スコープ 1-2 除)	2,211	エネルギー使用量を基に「電気・熱使用量あたりの排出原単位」及び「LCI データベース IDEA version 2.3」を用いて算定。
4	輸送配送(上流)	461	エスベック株式会社のみを対象とし、同社が荷主となる日本国内の輸送について燃費法を用いて算定。 *顧客が荷主の輸送分はカテゴリ 9 で算定。
5	事業から出る廃棄物	151	事業から出る廃棄物重量より算定。アスベック環境機器(上海)有限公司のみ情報不足のため算定除外。
6	出張	626	エスベック株式会社、エスベックテストシステム株式会社、エスベックアシスト株式会社は、出張金額を基に算定。その他のグループ会社は、従業員数を基に「従業員当たり排出原単位」を用いて算定。
7	通勤	1,563	国内グループ会社は、通勤費用を基に算定。 日本以外のグループ会社は、従業員数と稼働日数を基に「従業員数・勤務日数当たり排出原単位」を用いて算定。
8	リース資産(上流)	—	該当なしのため算定除外。
9	輸送配送(下流)	552	エスベック株式会社のみを対象とし、顧客が荷主となる日本国内の輸送について燃費法を用いて算定。 *エスベック株式会社が荷主の輸送分はカテゴリ 4 で算定。
10	販売した製品の加工	—	該当なしのため算定除外。
11	 販売した製品の使用	881,030	販売した製品の顧客先での使用におけるエネルギー消費量を基に、下記により算定。 販売台数 ^{※1} ×製品グループ別の消費電力×24 時間×365 日×稼働年数 ^{※1} ×稼働率 ^{※1} ×電力の CO ₂ 排出係数 ^{※2} ※1: エスベック株式会社が定める環境配慮設計ガイドライン(第 7 版)に基づき稼働年数 7 年・稼働率 80%と仮定し、エスベック株式会社は販売上位 80%の主要製品、グループ会社は全販売製品について算定。 ※2: 国内グループ会社は仕向地域別の排出係数(日本は全国平均係数、日本以外は仕向地域を米州、欧州、中国、韓国及びアジア(日本・中国・韓国を除く)に分け、IEA 国別係数を使用。ただし米州、欧州、アジアとしては各々米国、ドイツ、タイの国別係数を適用。)、日本以外のグループ会社は会社所在国の IEA 国別係数を使用。
12	 販売した製品の廃棄	31,520	カテゴリ 12 は下記【1】【2】の合計値として算定。 【1】市場からの廃棄台数を当年度販売台数と同数と仮定し、その機器重量に基づき、装置の材料構成比を用いて種類別・廃棄処理方法別に案分し算定。エスベック株式会社は販売上位 80%の主要製品、エスベックミック株式会社および日本以外のグループ会社はエスベック株式会社の製品群ごとの算定結果を基に全販売製品について算定。 【2】フロン回収・破壊制度が未整備の国で製品廃棄時に大気放出されるフロン漏洩量を算定。日本以外のグループ会社は、その所在国を販売製品の仕向国と仮定して算定。(IPCC 第 6 次評価報告書に記載の GWP 値を使用)。なお、以下①②は算定除外。①エスベックサーマルテックシステム株式会社【1】【2】、②仕様詳細情報を収集していない一部の特殊製品におけるフロン漏洩量【2】。
13	リース資産(下流)	—	該当なしのため算定除外。
14	フランチャイズ	—	該当なしのため算定除外。
15	投資	—	該当なしのため算定除外。
SCOPE 1・2・3 合計		1,048,332	スコープ 2 はマーケットベースを使用した算定。

※買収により 2023 年 8 月 から連結対象となったコスモビアハイテック株式会社は、拠点が買収元企業の敷地内に所在するため十分な精度でデータが取得できていないことから、今年度は算定対象外としました。



独立した第三者保証報告書

2024 年 7 月 19 日

エスベック株式会社

代表取締役 執行役員社長 荒田 知 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区北浜三丁目 5 番 29 号

ディレクター

井上 敬介 

当社は、エスベック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書 2024(以下、「GHG 報告書」という。)に記載されている 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までを対象とした  マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。GHG 報告書に記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として GHG 報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG 報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した海外 2 事業所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、GHG 報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以 上